TRADIA

証券コード:9365

第93回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

第93回定時株主総会招集ご通知	
株主総会参考書類	
事業報告	1.
連結計算書類	2
計算書類	3
監査報告	3

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況をご確認のうえ、慎重なご判断をお願い申し上げます。本総会の議決権行使につきましては、事前に書面による議決権の行使をご推奨申し上げます。

▋開催日時

2023年6月29日 (木曜日) 午前10時

開催場所

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号 当社4階会議室

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

トレーディア株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第93回定時株主総会を2023年6月29日(木)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。本定時総会に上程する議案と当期の事業概況を掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月 代表取締役 社長執行役員 古郡 勝英

企業使命

国際物流業務を通して世界の産業とくらしに貢献する

経営方針

- 1 顧客の課題を解決することによって付加価値の高いサービスを提供する
- 2 経営基盤を強化し、存在感のある事業体となる
- 3 社員にとって働きがいのある、いきいきとした職場をつくる

行動基準

- 1 誇りと情熱を持って仕事に取り組む
- 2 時代の変化に柔軟に対応する
- 3 創造的に、進歩的に行動する

証券コード 9365 (発送日) 2023年6月8日 (電子提供措置の開始日) 2023年6月1日

株主各位

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号

トレーディア株式会社

代表取締役 古郡 勝英

第93回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第93回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

http://www.tradia.co.jp/ir/



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記にアクセスして、「銘柄名 (トレーディア) 」または「証券コード (9365) 」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。)

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

- **1.日 時** 2023年6月29日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 神戸市中央区海岸通1丁目2番22号 当社4階会議室
- 3.目的事項

報告事項

- 1. 第93期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第93期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 退仟取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定 に基づき、電子提供措置事項を記載した書面(交付書面)には記載しておりま せん。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算 書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会または会計監査人が監査を 実施した対象書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - ・連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し 上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

● 株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本年の株主総会につきましては、施行 後初年度の混乱を回避する観点から、株主様からの「書面交付請求」の有無に関わらず、従来どおり 議決権行使書とともに株主総会資料を書面でお届けいたしております。

なお、次回以降の株主総会資料につきましては、株主様のご意見及び紙資源の節約による地球環境 負荷の軽減等を総合的に勘案しながら判断してまいります。

株主総会決議ご通知についてのご案内

● 資源節約のため、決議ご通知の送付を取止めとさせていただいております。決議結果につきましては、株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、郵送による議決権の行使も含めて、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 行政の方針に従い、マスク着用につきましては個人の判断に委ねることを基本といたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、引き続き会場内でのマスクの着用にご協力をお願いする場合がございます。

今後の状況により、本総会の運営に大きな変更点、その他株主総会開催上の注意事項が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

当社ウェブサイト http://www.tradia.co.jp/

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題の一つであると認識しており、剰余金の処分につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境などを総合的に勘案し配当等を行うこととしております。

当期の期末配当(普通配当)につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案して、前期に比べ20円増配の1株につき50円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 50円 総額73.317.350円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(5名)は任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見 を得ております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号			نه E	5 名		当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	取締役会 出席状況 (当期)
1	\$ \$	ごまり	勝	英	再任	代表取締役 社長執行役員	12回/12回 (100%)
2	# L	të.	だい	1 (1)	再任	取締役 上席執行役員 海外戦略本部長	12回/12回 (100%)
3	i 鳥	津	清	<u>v </u>	再任	取締役 常務執行役員 京浜支店長	120/120 (100%)
4	堀	*	靖	ф *	新任	執行役員 海外戦略本部長代理	_
5)]]	澤	折	朝	新任	大阪支社長代理	_

⁽注)上記の取締役会出席状況に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

候補者番号

ごおり 古 郡 再任

かつ ひで 勝 英

(1949年6月1日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

ふる

1972年 4 月 当 计入 计

2000年 4 月 当社京浜支店 営業第1部長

2003年 4 月 当社京浜支店長代理

2005年 4 月 当社名古屋支店長代理

2005年6月 当社取締役名古屋支店長

2010年 4 月 当社取締役常務執行役員 名古屋支店長

2011年 4 月 当社取締役常務執行役員 営業本部長

2011年 6 月 当社常務取締役 物流事業本部長

2013年6月 当社代表取締役常務取締役

2014年 4 月 当社代表取締役専務取締役 専務執行役員

2015年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現在)

所有する当社の株式

16.100株

取締役在任年数

18年

取締役会への出席状況

120/120 (100%)

取締役候補者とした理由

古郡勝英氏は、長年にわたり幅広く経営に携わり、国際物流事業及び企業経営に関して豊富な経験・実績・見 識を有し、現在は代表取締役社長執行役員として経営の指揮を執り、当社における豊富な経験と事業経営及び 管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任 **吉 田 大 介**

(1965年8月5日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1990年 4 月 当 计入 计

2011年 4 月 当社京浜支店 営業業務部長

2012年7月 当社京浜支店 営業第1部長

2017年 4 月 当社執行役員 京浜支店長代理

2020年6月 当社取締役執行役員 海外戦略本部長

2021年6月 当社取締役上席執行役員 海外戦略本部長 (現在)

所有する当社の株式

5.900株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

120/120 (100%)

取締役候補者とした理由

吉田大介氏は、長年にわたり営業部門及び業務部門を牽引し、さらに京浜支店長代理を経験し豊富な経験・実績を積み、現在は海外戦略本部長として海外事業全体を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

3

しま づ きょ ひと 再任 **嶋 津 清 仁**

(1960年6月9日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1985年 4 月 当社入社

2008年 4 月 当社京浜支店 営業第 2 部長

2015年6月 当社執行役員 京浜支店長

2016年 4 月 当社執行役員 国際営業本部長

2017年 4 月 当社上席執行役員 京浜支店長 兼 国際営業本部長

2018年6月 当社取締役上席執行役員 京浜支店長 兼 国際営業本部長 (東日本担当)

2021年6月 当社取締役常務執行役員 京浜支店長 (現在)

所有する当社の株式

5.300株

取締役在任年数

5年

取締役会への出席状況

120/120 (100%)

取締役候補者とした理由

嶋津清仁氏は、長年にわたり営業部門を牽引し、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は京浜支店 長として東日本地区を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を 有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

事業報告

候補者番号

4

新任

堀木靖之

之 (1969年5月30日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1993年 4 月 当社入社

2011年 4 月 当社名古屋支店 国際営業第 2 部長

2016年10月 当社神戸支店 国際営業第2部長

2019年 4 月 当社京浜支店 国際営業第 2 部長

2020年6月 当社執行役員 海外戦略本部長代理 (現在)

所有する当社の株式

1,800株

取締役在任年数

取締役会への出席状況

以神技云への山冷人が

取締役候補者とした理由

堀木靖之氏は、長年にわたり国際部門及び営業部門を牽引し、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は海外戦略本部長代理として海外事業全体を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・ 運営業務に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。 候補者番号

5

は ざゎ てっ るぅ |新任| **羽 澤 哲 朗**

(1970年5月14日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1994年 4 月 当社入社

2011年10月 当社本店 国内物流部長

2014年 4 月 当社神戸支店 営業第 2 部長

2017年 1月 当社京浜支店 国際営業開発部長

2019年4月 当社神戸支店 国際営業第2部長

2022年 4 月 当社大阪支社長代理 (現在)

所有する当社の株式

1,000株

取締役在任年数

取締役会への出席状況

_

取締役候補者とした理由

羽澤哲朗氏は、長年にわたり営業部門を牽引し、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は大阪支社 長代理として西日本地区を統括しており、当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知 見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等 賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。)等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役丸山英聡氏及び中弥和美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	まりがな 氏 名	当社における地位及び担当 重 要 な 兼 職 の 状 況	取締役会 出席状況 (当期)	監査等委員会 出席状況 (当期)
1	丸 並 英 聡 再任	社外取締役監査等委員 日本郵船株式会社 アドバイザー	12回/12回 (100%)	6回/6回 (100%)
2	中 弥 和 美 再任	社外取締役監査等委員 中弥和美税理士事務所 税理士	12回/12回 (100%)	6回/6回 (100%)

⁽注)上記の取締役会出席状況に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

候補者番号

1

再任

丸 山 英 聡

(1957年5月27日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1981年 4 月 日本郵船株式会社入社

2005年4月 同社物流グループ付出向

NYK LINE (CHINA) CO.,LTD. SHANGHAI OFFICE 総経理

2008年 4 月 同社経営委員就任

定航マネジメントグループ長兼務

2010年 4 月 同社経営委員

定航マネジメントグループ長、物流グループ長兼務

2012年 4 月 同社経営委員

定航マネジメントグループ長、物流グループ長兼務を解かれる

2013年 4 月 同社常務経営委員就任

2013年6月 同社取締役・常務経営委員

2016年 4 月 同社取締役・専務経営委員

2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在)

2018年 6 月 日本郵船株式会社専務経営委員

2020年 4 月 同社アドバイザー (現在)

所有する当社の株式

一株

監査等委員である取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

120/120 (100%)

監査等委員会への出席状況

60/60 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山英聡氏は、企業経営における豊かな経験や貿易・海運に関する幅広い知識を有しているところ、かかる経験及び知識は、当社監査体制の実効性強化に有益であり、独立した立場から、経験や知識に基づいた客観的な視点で当社の経営に有効な指摘、意見をいただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は当社の社外取締役として、グローバルな事業経営及び運営管理へのアドバイスや経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

候補者番号

2

再任

中 弥 和 美

(1970年1月15日生)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1995年 4 月 中弥好美税理士事務所入所

1995年12月 税理士試験合格

1997年 5月 税理士登録(近畿税理士会)

2000年12月 中弥和美税理士事務所設立 (現在)

2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在)

所有する当社の株式

1.100株

監査等委員である取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

120/120 (100%)

監査等委員会への出席状況

6回/6回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中弥和美氏は、税理士としての財務・会計に関する豊かな経験や専門的な知識を有しているところ、かかる経験及び知識は、当社監査体制の実効性強化に有益であり、独立した立場から、経験や見識に基づいた客観的な視点で必要な意見をいただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、これまで社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は当社の社外取締役として、税理士としての専門性と知見を活かしたアドバイスや経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

- (注) 1. 両候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

 - 3. 当社は、丸山英聡氏及び中弥和美氏の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役として就任した場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等 賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。)等を填補することとしており ます。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。 両候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定で あります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任いたします取締役山下修一氏及び増田裕人氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。 退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ょりが な 氏 名		略 歴
やま した しゅう いち 山 下 修 —	2008年6月	当社取締役(現在)
ます だ ひろ と 増 田 裕 人	2017年6月	当社取締役(現在)

以上

事業報告

(2022年 4 月 1 日から) (2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症による活動制限や半導体などの供給制約が緩和されたことにより、個人消費や設備投資に回復が見られ、緩やかながらも持ち直しました。一方で、ウクライナ情勢の影響による原材料、エネルギー価格の高騰を発端に世界的なインフレが進行し、各国における政策金利の引上げによって世界的な景気減速懸念も高まり、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する港湾物流業界における貿易に関しましては、当会計年度初めに上海ロックダウンの影響を受け、輸出、輸入ともに取扱量・取扱件数が一時的に減少する事態に見舞われましたが、ロックダウン解除後は回復し堅調に推移しました。一方、国際物流を担うコンテナ船による海上輸送においては、海上運賃の高騰と円安の追い風を受け、近年にない活況を呈しました。今後、世界経済の減速懸念はあるものの、外需は引続き緩やかに回復に向かい、また、内需はコロナ禍の収束とともに、個人消費が持ち直し、一般消費財の取扱量の増加が期待されます。その一方で、海上輸送においては、国際物流網の混乱の収束、分散化・最適化への動きから、激しい価格競争が繰り広げられることが予想されます。

当社グループは、このような不安定な状況の中、従業員の安全に配慮しつつ、リモートワークやオンラインでの商談を活用しながら積極的な営業展開に努めてまいりました。その結果、総取扱量は前年同期比3.0%増加し、国際部門の伸長により営業収入は前年同期比8.0%増の198億55百万円余(対前年同期14億65百万円余増)となりました。

損益面につきましては、国際部門の利益貢献により営業総利益は前年同期比20.2%増の12億34百万円余(対前年同期2億7百万円余増)となりました。営業損益は、一般管理費が増加したものの前年同期比48.5%増の4億43百万円余の利益(対前年同期1億44百万円余増)、経常損益は、持分法による投資利益等が減少しましたが、受取配当金が増加したため、前年同期比39.3%増の6億19百万円余の利益(対前年同期1億74百万円余増)となりました。さらに特別利益として投資有価証券売却益1億48百万円余を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比69.0%増の5億18百万円余(対前年同期2億11百万円余増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 輸出部門

輸出部門におきましては、食料品と雑貨の取扱いが増加し、主力の機械機器製品が微減となった結果、取扱量は前年同期比で微増となりました。しかしながら、取扱件数が前年を大きく下回ったことで通関料収入等の減少を招き収益性が悪化したことから、輸出部門の営業収入は前年同期比3.9%減の26億43百万円余(対前年同期1億5百万円余減)、セグメント損失74百万円余(前年同期はセグメント利益25百万円余)となりました。

② 輸入部門

輸入部門におきましては、繊維製品、機械製品の取扱いが減少しましたが、雑貨が大きく増加し、取扱量は前年同期比11.6%増加となりました。また、取扱件数が前年を上回り、輸入部門の営業収入は前年同期比3.0%増の51億59百万円余(対前年同期1億48百万円余増)となりましたが、高付加価値案件が少なく収益面で貢献できず、セグメント損失85百万円余(前年同期はセグメント損失75百万円余)となりました。

③ 国際部門

国際部門におきましては、輸出・輸入ともに、運賃は下期にかけて下落基調で推移しましたが、当初の想定レートよりも円安が継続した影響で、日本円で収受する運賃収入が増加したため、営業収入・セグメント利益が増加しました。輸出においては、航空便のスポット案件、北米向け三国間、台湾、インド向け設備等が好調に推移しました。下期では運賃下落の影響もありましたが、混載便の強化で利益の確保に努めました。そのため、取扱量は前年同期並みとなり、営業収入は前年同期比5.4%増加となりました。輸入においては、東南アジアからの雑貨の取扱いが好調でしたが、中国からの靴、衣類関連の低迷を補うに至らず、取扱量は前年同期比8.5%減少となりました。下期で運賃下落の影響もありましたが、営業収入は前年同期比16.3%増加となりました。その結果、国際部門の営業収入は前年同期比13.5%増の118億52百万円余(対前年同期14億8百万円余増)、セグメント利益は前年同期比88.7%増の5億39百万円余(対前年同期2億53百万円余増)となりました。

④ 倉庫部門

倉庫部門におきましては、賃借人の変更等に伴い賃料収入が前年同期比4.2%減少し、営業収入は56百万円余(対前年同期2百万円余減)となりましたが、セグメント利益は前年並みの52百万円余となりました。

⑤ その他

船内荷役等の営業収入は前年同期比13.1%増の1億45百万円余となり、セグメント利益は前年同期比0.9%減の10百万円余となりました。

(注) ⑤その他のセグメントの営業収入には、セグメント間の内部営業収入2百万円余を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区	分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当連結会計年度)
営	業	収	入	14,484,567	14,937,542	18,390,137	19,855,181
経	常	利	益	90,008	156,498	444,719	619,509
親会当		に帰属	する 益	51,012	108,590	306,570	518,248
1 棋	当たり	当期純	利益	34円81銭	74円11銭	209円32銭	353円95銭
総	j		産	8,465,557	9,291,460	10,112,006	10,425,952
純	Ì		産	2,573,564	2,906,782	3,225,435	3,680,188

(単位:千円)

(単位:千円)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を2021年度の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	X	分		2019年度 第90期	2020年度 第91期	2021年度 第92期	2022年度 第93期 (当期)
営	業	収	入	14,484,567	14,937,542	18,390,137	19,855,181
経	常	利	益	84,434	146,075	408,016	602,324
当	期	純利	益	45,879	98,490	243,334	503,123
1 杉	*当たり	ノ当期純	利益	31円28銭	67円16銭	165円94銭	343円11銭
総		資	産	8,157,598	8,933,101	9,709,783	10,095,010
純		資	産	2,325,506	2,543,304	2,838,565	3,369,614

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を2021年度の期首から適用しております。

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、個人消費の下支えにより景気は回復基調となることが見込まれる一方、ウクライナ情勢を含む地政学リスクへの対応や脱炭素化の潮流の中、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。また、国際物流網の安定化に伴い、顧客の物流コスト削減意識が強まり、業者間の価格競争がより一層激化し、当社グループを取り巻く事業環境の厳しさは増大するものと思われます。従いまして2023年4月以降の経済情勢はまだまだ予断を許さない状況で推移するものと考えております。

このような状況下、景気の動向や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、継続的に安定した 収益を確保できる基盤を確立するため、海外拠点の充実強化によるサービスの提供と営業収入の 拡大に努める一方、基幹港湾物流施設を有効利用し、安定的な収益源の確保と高付加価値貨物の 取込みにより収益性の向上を図ります。また、港湾関連情報ネットワークとの連携を図るととも に、オンラインを活用した働き方改革を推進し、労働生産性を向上させ、 I T を積極的に活用し 合理化による固定費削減に取り組み、顧客からのより一層の信頼を得る海貨系国際物流事業者と して、業績の向上を目指してまいります。

今後とも業績向上に全力で取り組み、株主の皆様のご期待に沿うことができますよう努めてまいりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会		社		名	資	本	金	当社の出資比率	主	要	な	事	業	内	容
大	\Box	物	流	(株)		35Ē	百万円	100.0%	輸出入に	関わ	る業	務の記	青負事	業	

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、国際輸送事業、兼業事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な営業所

本 店 兵庫県神戸市中央区 神 戸 支 店 兵庫県神戸市中央区 大 阪 支 社 大阪府大阪市北区 名古屋支店 愛知県名古屋市港区

京 浜 支 店 東京都港区

② 子会社の営業所

大日物流㈱ 東京都港区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	
		327名					11名源			

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
		326	名					ココベ	ら減			42.7	'歳				18	8.1£	F

(10) 主要な借入先

借入	先	借入金残高(百万円)
株式会社みな	と 銀 行	1,441
株 式 会 社 三 菱 U	F J 銀 行	1,052
株式会社三井	主 友 銀 行	738
株 式 会 社 中	国 銀 行	522
株式会社商工組合	中央金庫	394

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

5,400,000株

(2) 発行済株式の総数

1,470,000株

(3) 株主数

884名

(4) 大株主

株	名	持	株	数	持	株	比	率
トランコム株:			1,4	422百株				9.7%
トレーディア株式会社社				386				6.0
株式会社みな	と銀行		7	727				5.0
大豊運輸倉庫株	式 会 社		7	700				4.8
日 本 郵 船 株 式			6	587				4.7
三菱UFJ信託銀行			6	567				4.5
日 本 製 麻 株 式	; 会社		Ę	569				3.9
丸 正 株 式	会社		Ç,	500				3.4
前 田 慶	和		2	140				3.0
株式会社シンワ・ア	クティブ		2	250				1.7

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しています。
 - 2. 持株比率については、自己株式数 (3,653株) を控除して算出し小数第2位を四捨五入して表示しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	古郡勝英	社長執行役員
取 締 役	山 下 修 一	専務執行役員 総務本部長
取締役	増 田 裕 人	専務執行役員 営業戦略本部長 兼 大阪支社長
取 締 役	嶋津清仁	常務執行役員 京浜支店長
取 締 役	吉田大介	上席執行役員 海外戦略本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 山 英 聡	日本郵船株式会社 アドバイザー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 弥 和 美	中弥和美税理士事務所 税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菊 池 正 八 州	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)丸山英聡氏、中弥和美氏及び菊池正八州氏は社外取締役であり、東京証券取引 所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を本店総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
 - 3. 取締役(監査等委員)丸山英聡氏は、日本郵船株式会社の取締役・専務経営委員を経験しており、事業経営に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員)中弥和美氏は、中弥和美税理士事務所の税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役(監査等委員) 菊池正八州氏は、株式会社みなと銀行の常勤監査役、その子会社であるみなと アセットリサーチ株式会社の代表取締役社長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見 を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2022年6月24日開催の第92回定時株主総会において、菊池正八州氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 退任

2022年6月24日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、庵原敬吾氏が監査等委員である取締役を退任いたしました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠 償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者 の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役ごとに報酬限度額を決定しており、取締役会は、かかる決議を前提に取締役報酬制度の構築や改定にかかる審議・決定を行っており、その内容は「取締役報酬規定」として制度化しております。

個々の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の決定に際しては、従業員給与とのバランス・取締役報酬の世間水準・経営内容、業績水準等を参考にし、従業員給与最高額を基準として役位別に決定することとしております。具体的には、在任中に定期的に支給する固定報酬と退任後に支給する退職慰労金により構成されております。また、取締役会は、後述の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任の結果を含めて、当事業年度に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額1億3,200万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名です。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役古郡勝英氏が取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役報酬の決定基準に基づき算出された各取締役の月例の固定報酬額及び使用人兼務取締役の使用人分給与額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したことによります。

④ 取締役の報酬等の総額

小 早豆八	報酬等の総額	報酬等	対象となる役			
役員区分	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	員の員数(名)	
取締役(監査等委員を除く)	85,813	61,753	_	24,059	5	
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	_	_	4 (4)	

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記人員には退任者の数を含んでおります。
 - 3. 上記退職慰労金24,059千円は、当事業年度において計上した引当金繰入額であります。
 - 4. 上記のほか、2022年6月24日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、退任取締役(監査等委員) 1名に対して2,000千円の役員退職慰労金を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏	名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	丸 山	英 聡	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会6回すべてに出席いたしました。企業経営における豊かな経験や貿易・海運に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中 弥	和美	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会6回すべてに出席いたしました。税理士としての財務・会計に関する豊かな経験や専門的な知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	菊 池 ፲	E 八 州	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12 回のうち10回、監査等委員会6回のうち3回に出席いたしました。企業経営における豊かな経験や金融取引に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 社外取締役丸山英聡氏は日本郵船株式会社のアドバイザーであります。 当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役中弥和美氏は中弥和美税理士事務所の税理士であります。 当社と兼職先との間には、特別な利害関係はありません。
 - 3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(監査等委員)丸山英聡氏、中弥和美氏及び菊池正八州氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立神明監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

10.000千円

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 10.000千円
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品 取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金 額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の 聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見 積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬等は相当かつ妥当であることを確認のうえ、会計監査 人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断したとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

連結貸借対照表

(2023年 3 月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,507,410	流 動 負 債	4,590,496
現 金 及 び 預 金	1,357,891	支払手形及び営業未払金	1,283,998
受取手形、売掛金及び契約資産	1,821,771	短期借入金	2,321,139
立 替 金	1,198,044	リース債務	44,885
その他	133,110	未払法人税等	205,470
	△3,406	賞 与 引 当 金	300,618
	2,100	その他	434,384
 固 定 資 産	5,918,541	固定負債	2,155,267
	2,954,241	長期借入金	1,828,210
		リース債務	91,300
建物及び構築物	1,055,160	繰延税金負債	78,715
機械装置及び運搬具	27,802	役員退職慰労引当金	97,882
工具、器具及び備品	4,507	退職給付に係る負債	46,507
土 地	1,781,656	その他	12,650
リース資産	85,114	負 債 合 計	6,745,763
		(純資産の部)	2 2 4 4 2 2 5
無形固定資産	96,099	株 主 資 本	3,346,895
借地権	34,560	資 本 金	735,000
そ の 他	61,539	資本剰余金	170,427
		利益剰余金	2,453,115
 投 資 そ の 他 の 資 産	2,868,199	自己株式	△11,646
投資有価証券	1,458,488	その他の包括利益累計額	333,292
差入保証金	774,388	その他有価証券評価差額金	401,412
L そ の 他	639,758	為替換算調整勘定	20,084
は		退職給付に係る調整累計額	△88,203
	△4,435	純 資 産 合 計	3,680,188
資産合計	10,425,952	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,425,952

連結損益計算書

自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)

	利	4				E			金	額
営		業		収	7					19,855,181
営		業		費	F	Ħ				18,620,402
営		業	総	利	Ż	÷				1,234,779
		般	管	理	乽					791,719
営		業		利	Ż	÷				443,059
営		業	外	収	並	益				
	受	取 禾	· 息	及	び	2	当	金	118,470	
	持	分 法	に	よる	投	資	利	益	26,142	
	そ			の				他	95,326	239,939
営		業	外	費	F	Ħ				
	支		払		利			息	62,030	
	そ			の				他	1,459	63,490
経		常		利	Ż	÷				619,509
特		別		利	拉	益				
	古	定	資	産	売	刦]	益	429	
	投	資	百 価	証	券	ŧ	却	益	148,639	149,069
特		別		損	5	ŧ				
	古	定	資	産	除	刦]	損	0	0
税	金	等調整	前当	当 期 紅	屯 利 🕹	÷				768,578
	法	人税	、住	民 税	及び	事	業	税	259,706	
	法	人	税	等	調	整	Ž	額	△9,375	250,330
当		期	純	利	Ż	÷				518,248
	非 :	支配株	主に!	帰属す	る当	期為	純利	」益		_
親	親会社株主に帰属する当期純利益								518,248	

貸借対照表

(2023年 3 月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,467,948	流 動 負 債	4,589,846
現金及び預金	1,318,439	営 業 未 払 金	1,283,998
受取手形、売掛金及び契約資産	1,821,771	短期借入金	2,155,000
前払費用	25,856	1年内返済予定の長期借入金	166,139
立	1,198,044	リース債務	44,885
そ の 他	107,242	未 払 金	27,324
算 倒 引 当 金	△3,406	未 払 費 用 未 払 事 業 所 税	107,669 7,275
固定資産	5,627,062	未払法人税等	205,080
有形固定資産	2,954,241	前	240,698
	1,046,829	照 類 り 金	48,774
構築物	8,330	賞与引当金	300,618
機械及び装置	8,640	その他	2,382
車両運搬具	19,162	固定負債	2,135,549
工具、器具及び備品	4,507	長期借入金	1,828,210
	1,781,656	リ ー ス 債 務	91,300
リース資産	85,114	繰 延 税 金 負 債	105,506
無形固定資産	96,023	役員退職慰労引当金	97,882
一 借 地 権	34,560	その他	12,650
ソフトウェア	49,352	負債合計	6,725,396
電話加入権	12,111	(純資産の部)	2.060.202
投資その他の資産	2,576,797	株 主 資 本 資 本 金	2,968,202 735,000
投資 有 価 証 券	1,118,164	資 本 金	170,427
関係会社株式	57,900	資本 新 	170,427
	92,800	利益利金金	2,069,523
	83,056	利益準備金	183,750
		その他利益剰余金	1,885,773
長期貸付金 破産更生債権等	76,640	買換資産積立金	139,412
	4,435	別途積立金	700,000
長期前払費用	42,205	繰越利益剰余金	1,046,361
差入保証金	774,388	自 己 株 式	△6,748
前払年金費用	80,587	評価・換算差額等	401,412
その他	251,054	その他有価証券評価差額金	401,412
貸 倒 引 当 金	△4,435	純 資 産 合 計	3,369,614
資 産 合 計	10,095,010	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,095,010

損益計算書

(自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)

	禾	4								金	額
営		業			収		入				19,855,181
営		業			費		用				18,618,562
営		業	ì	総	利		益				1,236,619
_		般		管	理		費				793,990
営		業			利		益				442,628
営		業		外	収		益				
	受			取		利			息	968	
	受		取		配		当		金	126,890	
	そ				\mathcal{O}				他	95,326	223,186
営		業		外	費		用				
	支			払		利			息	62,030	
	そ				の				他	1,459	63,490
経		常			利		益				602,324
特		別			利		益				
	古	定		資	産	売		却	益	429	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	148,639	149,069
特		別			損		失				
	固	定		資	産	除		却	損	0	0
税	引	前	当	期	純	利	益				751,393
	法	人税	`	住	民 税	及	Q,	事業	税	259,321	
	法	人		税	等	調		整	額	△11,051	248,270
当		期	i	純	利		益				503,123

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

トレーディア株式会社 取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員 公認会計士 角 橋 実務執行社員 公認会計士 角 橋 実

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレーディア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

トレーディア株式会社 取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員 公認会計士 角 橋 実務執行社員 公認会計士 角 橋 実

社 員 公認会計士 井 上 健業務執行社員 公認会計士 井 上 健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーディア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

トレーディア株式会社 監査等委員会 監査等委員 丸 山 英 聡 印 監査等委員 中 弥 和 美 印 監査等委員 菊 池 正 八 州 印

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図



会場連絡先電話 078-391-7170

